

告 示

埼玉県告示第三百二十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、さいたま農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

令和七年四月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

別図

